

# 「第1期自殺対策計画」の進捗状況（令和3年度実績・令和4年度実績見込）

＜計画期間： 令和元年度～令和5年度＞

資料1-②

個別施策	施策内容(計画記載)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課
------	------------	-----------	-----------	-----------	-----

## ＜基本施策＞

### 1. 地域のネットワークの強化

① 庁内の連携体制構築	国の自殺総合対策大綱に基づき、関係機関ならびに民間団体等と緊密な連携を図るとともに、自殺対策を総合的に推進するために、関係機関や専門家及び町職員を構成員とする「自殺対策連絡協議会」の設置のあり方を検討します。	新型コロナウイルス感染予防対策のため、既存の会議の開催自体も難しく、検討のあり方に向けた具体的動きができなかった。しかし、関係機関ならびに民間団体等との緊密な連携においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場を開催したことで、大阪府、保健所、医療、福祉関係者、町が連携し対応が必要なケースについて支援することができた。	前年度に引き続き「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場」を1回開催し、大阪府や関係機関との情報共有や意見交換を行った。  大阪府茨木保健所開催の「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場」に参加し、各関係機関との連携の強化に努めた。	継続実施	福祉推進課
	相談事業や様々な調査を通じ、支援を必要とする人を見逃さないようにし、庁内で連携しながら支援を実施します。	コロナ禍が要因となり、ひきこもりや生活困窮となるケースもあり、これまで以上に庁内での関係機関の連携が必要な状況となり、支援を実施した。	地域生活支援拠点等施設や他の関係機関とも連携しつつ、相談ケースの整理を行いながら、より個々のニーズに合わせた細かな支援を行うことができた。	継続実施	福祉推進課
② 地域福祉のネットワークとの連携による支援の推進	地域住民、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や保健所、地域包括支援センター等、地域福祉のネットワークと連携し、自殺予防を推進します。	個別のケース対応において、地域福祉のネットワーク、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員児童委員等と連携し対応を行った。自殺予防を見据え、保健所とも連携し支援に取り組んだ。	個別のケース対応において、地域福祉のネットワーク、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員児童委員等と連携し対応を行った。自殺予防を見据え、保健所とも連携し支援に取り組んだ。	継続実施	福祉推進課
	独居者、生活困窮者、引きこもり等、自殺リスクにつながり得る問題や悩みを抱える傾向のある人々に対し、異変に気づいた際に適切な支援につなぐことができるよう、住民、民生委員児童委員、関係団体と連携し、見守る体制づくりに努めます。	コロナ禍が要因となり生活困窮者や引きこもり等の増加が、自殺リスクにつながり得ることも見据え、民生委員児童委員や包括支援センター、その他関係団体等と連携し、支援を実施した。	民生委員児童委員や包括支援センター、その他関係団体等と連携し、日頃からの見守り体制を構築することができた。必要に応じ、関係期間で連携を行いながらケース対応を行うことができた。	継続実施	福祉推進課

個別施策	施策内容(計画記載)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課
------	------------	-----------	-----------	-----------	-----

## 2. 自殺対策を支える人材の育成

① 庁内職員に対する研修等の実施	自殺対策に対する意識の高揚を図るとともに、窓口業務や各種相談対応等において自殺のサインに気づくことができるよう、職員に対するゲートキーパー研修等の開催を通じて、自殺対策を支える人材の育成に努めます。	庁内職員がゲートキーパー研修を受講した。	新型コロナウイルス感染拡大のため、研修の開催や研修会参加が困難であった。	今後は、職員等により民生委員児童委員等に対してゲートキーパー養成研修を実施予定。	福祉推進課 人事課
		新型コロナウイルス感染予防対策のため、研修の開催等も難しく、具体的な動きがなかった。 総合生活相談や人権相談等の各種相談の中で、希死念慮を含めて精神的に不安定な方の相談に応じる体制は構築されているが、相談実績としては0件であった。	総合生活相談という広範な課題を扱う窓口にあつて、どこまで支援を行うかについての課題があるが、初動の重要性は認識しており、研修等をとおして職員の資質向上に努める。	総合生活相談という広範な課題を扱う窓口にあつて、どこまで支援を行うかについての課題があるが、初動の重要性は認識しており、引き続き、研修等をとおして職員の資質向上に努める。	人権文化センター
	職員に対するメンタルヘルスに関する相談や研修の実施により、自殺対策に関わる庁内職員を支援します。	毎月1回、産業医と衛生管理者のもとで健康相談を実施しており、年1回のストレスチェックについても11月頃に実施を予定。	毎月1回、産業医と衛生管理者のもとで健康相談を実施しており、年1回のストレスチェックを実施。	継続実施	人事課
② 各種団体に対するゲートキーパー研修の実施	地域で見守りや相談を行う方、ボランティアや様々な支援活動に取り組む方、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉のサービス提供に関わる方・各種団体等に対し、ゲートキーパー研修の受講を促進します。	庁内で特に自殺の相談対応が必要となりそうな課員を対象にゲートキーパー研修を実施することができた。	新型コロナウイルス感染拡大のため、研修の開催や研修会参加が困難であった。	今後は、職員等により民生委員児童委員等に対してゲートキーパー養成研修を実施予定。	福祉推進課

## 3. 住民への啓発と周知の充実

① 広報媒体を活用した啓発の実施	相談窓口や支援団体の一覧を示したリーフレットを配付し、自殺予防と自殺リスクの早期発見に向けた啓発を実施します。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間において自殺予防のための街頭啓発については実施しなかったが、広報やホームページにおいて相談機関の情報提供を行った。また新型コロナ専用LINEでの相談受付の情報提供等も行った。 担当課窓口には自殺予防に関する相談窓口が記載されたリーフレットを設置した。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため街頭啓発等の実施は行わなかったが、広報やホームページ等を通じて自殺予防のための相談機関の情報提供周知を行うことができた。	継続実施	福祉推進課
------------------	---	--	---	------	-------

個別施策	施策内容(計画記載)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課
① 広報媒体を活用した啓発の実施	広報しまもとや町ホームページにて、自殺予防週間(9月10日～16日)・自殺対策強化月間(3月)等に合わせ、自殺対策の情報や相談窓口、サポートが受けられる専門機関の案内を掲載し、自殺対策の周知や理解促進を図ります。	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため街頭啓発等の実施は行わなかったが、広報やホームページ等を通じて自殺予防のための相談機関の情報提供周知を行うことができた。	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため街頭啓発等の実施は行わなかったが、広報やホームページ等を通じて自殺予防のための相談機関の情報提供周知を行うことができた。	継続実施	福祉推進課
② 健康づくりに関する啓発の充実	健康づくりや健康に対する正しい知識の普及啓発と併せて相談窓口の情報を提供し、自殺対策に関する情報や各種相談窓口、支援機関等の啓発に努めます。	健康に関する啓発に併せて窓口等の啓発を行った。	健康に関する啓発に併せて窓口等の啓発を行った。	引き続き啓発活動に努める。	すこやか推進課
	母子健康手帳交付時等の際に、産後うつや育児に関する悩みの相談窓口、支援情報の啓発を充実します。	母子健康手帳交付時に産後うつの症状とあわせ、大阪府妊産婦こころの相談センターの情報を提供することができた。また、妊娠中や出産後に、母親自身の気持ちや育児のことで相談があれば、すこやか推進課で対応できることを啓発し、相談に対応することができた。 母子健康手帳交付：235件	母子健康手帳交付：236件 (令和4年12月末時点)	引き続き、関係機関と連携し、啓発活動に努める。	すこやか推進課
	保健所等の関係機関と連携し、講座や広報しまもとを通じて、こころの健康やこころの病気、精神保健福祉に関する啓発を行います。	嘱託医(精神科医)による出張相談「こころの健康相談」を茨木保健所と連携し、月1回開催。「こころの健康家族教室」の開催についても、新型コロナウイルス感染予防を考慮し、様子を見つつ開催している。	個別の相談対応において、茨木保健所と連携しつつ支援を行った。	今後も継続して、茨木保健所と連携しつつ、精神保健福祉に関する啓発、相談対応を行う。	福祉推進課 すこやか推進課
③ 福祉サービスや制度の情報提供	福祉サービスや制度の情報提供に併せて、自殺対策に関する情報や各種相談窓口、支援機関等の啓発に努めます。	支援を必要としている人が必要な支援を受けることができるよう、「福祉の手引き」や「事業所ガイドブック」、その他相談機関の情報提供を行った。また、相談支援事業所へ支援が必要なケースをつなぐなど、ニーズに合わせた対応を行うことができた。	支援を必要としている人が必要な支援を受けることができるよう、「福祉の手引き」や「事業所ガイドブック」、その他相談機関の情報提供を行った。また、相談支援事業所へ支援が必要なケースをつなぐなど、ニーズに合わせた対応を行うことができた。	継続実施	福祉推進課

個別施策	施策内容(計画記載)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課
------	------------	-----------	-----------	-----------	-----

#### 4. 生きることを促す支援の充実

① 居場所づくり・生きがいづくりの推進	<p>身近なところで気軽に立ち寄り、語り合える場づくりを推進し、子育て世代や高齢者、障害者等が孤立することなく、日常的なつながりを持てる居場所づくりに努めます。</p>	<p>子どもの居場所づくりの一環として、子ども食堂の開設・運営に対する補助制度を実施した。 補助金交付食堂数 4か所 (運営補助4件・開設補助1件)</p>	<p>子どもの居場所づくりの一環として、子ども食堂の開設・運営に対する補助制度を実施した。 補助金交付食堂数 5か所 (運営補助5件)</p>	<p>全ての小学校区で「こども食堂」が開設できた。今後も開設補助や情報提供を通じて、こども食堂の開設を支援していく。</p>	福祉推進課
		<p>園庭開放については、緊急事態宣言や保育所休園に伴う中止が11回あったが、移転により休止していた公立保育所での園庭開放を再開し、合計528人の利用があった。 「夏のおそび場」については、10日間の開催で親子合計257人の利用があり、好評を得た。</p>	<p>園庭開放(週1回)を予約制にして実施。熱中症予防の観点から、屋内での遊び場や交流機会の提供のため「夏のおそび場」を拡大実施し、(全10回)親子合計217人の利用があった。</p>	<p>感染症対策に配慮した居場所づくりに努める。</p>	子育て支援課
	<p>障害者に対する理解を深めるとともに、生きがいづくりを促進し、周囲とつながりながら生きることを支援します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修会の開催はできなかったが、障害者差別解消法についての広報掲載等情報提供やリーフレットを窓口を設置するなど、可能な範囲で障害者に対する理解を深める取り組みを行うことができた。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修会の開催はできなかったが、障害者差別解消法についての広報掲載等情報提供やリーフレットを窓口を設置するなど、可能な範囲で障害者に対する理解を深める取り組みを行うことができた。</p>	継続実施	福祉推進課
	<p>健康づくりやスポーツ活動等を通じた生きがいづくりを支援するとともに、住民同士の交流や多世代交流を促し、支え合う関係づくりのきっかけをつくります。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、町民スポーツ祭及びスポーツレクリエーション祭は中止されたが、感染拡大予防に努めながら可能な範囲でスポーツ教室などを開催するとともに、町立体育館等体育施設の貸出や各種スポーツ関係団体への情報提供や連絡調整を行った。 コロナ禍においても高齢者を地域で支えている団体等のつながりが保てるように、生活支援体制整備協議体でZoomの活用研修などを実施した。 障害者(児)の方を対象にスポーツ教室を開催。コロナ禍において中止した回もあったが、令和3年度は6回実施。 精神障害者の方を対象に社会参加や自立、交流、仲間づくりを目的として、月に一回グループワークを開催。コロナ禍において中止した回もあったが、令和3年度は6回実施。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、町民スポーツ祭及びスポーツレクリエーション祭は中止されたが、感染拡大予防に努めながら可能な範囲でスポーツ教室などを開催するとともに、町立体育館等体育施設の貸出や各種スポーツ関係団体への情報提供や連絡調整を行った。 コロナ禍においても高齢者を地域で支えている団体等のつながりが保てるように、生活支援体制整備協議体でZoomの活用研修などを実施した。 障害者・児に対するスポーツ教室を14回開催。 精神障害者の方を対象に月に一回グループワークを9回開催。</p>	継続実施。	生涯学習課 福祉推進課 高齢介護課



個別施策	施策内容(計画記載)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課
② 自殺未遂者に対する包括的な支援の実施	保健所・救急医療機関・精神科医療機関・消防・警察との連携を強化し、自殺未遂者を早期に専門機関へとつなぎ、包括的な支援を実施できる体制の構築を図ります。	各関係機関と適宜情報共有を行い連携しながら、個別ケースの対応を行うことができた。	各関係機関と適宜情報共有を行い連携しながら、個別ケースの対応を行うことができた。 「大阪府茨木保健所自殺対策ネットワーク会議」に参加し、各関係機関の自殺対策の取組把握、連携強化に努めた。	継続実施	福祉推進課
	保健所から情報提供を受けた自殺未遂者を適切な支援機関につなぎ、自殺の再企図防止に努めます。	茨木保健所と連携し、適切な支援機関とのつなぎや、医療機関との連携、家族の相談にも積極的に応じ、自殺の再企図防止や、自殺リスクの高いケースに対応することができた。	茨木保健所と連携し、適切な支援機関とのつなぎや、医療機関との連携、家族の相談にも積極的に応じ、自殺の再企図防止や、自殺リスクの高いケースに対応することができた。	継続実施	福祉推進課
③ 遺族への支援	遺族から相談を受けた場合には、関係機関と連携して、相談窓口の情報提供等の支援を行います。	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間において広報やホームページで自死遺族相談の情報提供を行った。	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間において広報やホームページで自死遺族相談の情報提供を行った。	継続実施	福祉推進課
	ゲートキーパー研修・講座等を通じて自殺や遺族に対する理解を深め、偏見をなくしていくことで、遺族が安心して悩みを打ち明けられる環境をつくり、こころのケアにつなぎます。	遺族からの相談はなかったが、相談があれば、いつでも情報提供できるよう案内を窓口に設置し、対応することができた。遺族が安心して悩みを打ち明けられるよう茨木保健所の嘱託医(精神科医)がふれあいセンターに出張し、家族の相談に応じることのできる「こころの健康相談」を開催した。	遺族からの相談はなかったが、相談があれば、いつでも情報提供できるよう案内を窓口に設置し、対応することができた。遺族が安心して悩みを打ち明けられるよう茨木保健所の嘱託医(精神科医)がふれあいセンターに出張し、家族の相談に応じることのできる「こころの健康相談」を開催した。	継続実施	福祉推進課
④ 安全な生活を確保するための支援	関係機関と連携し、消費生活問題の包括的な被害防止に取り組み、相談を行った住民に対して、相談を行った後の状況や問題解決の進捗等のフォローを行う等、継続的な支援に努めます。	①消費者相談をふれあいセンターにて実施した(月、水、金) ②消費者トラブル等に関する情報を広報やSNSにて随時発信した。 相談を行った住民に対して、相談を行った後の状況や問題解決の進捗等のフォローを行う等、継続的な支援ができた。また、消費者トラブル等の啓発ができた。	①ふれあいセンターで毎週月・水・金曜日に消費者相談を実施し、相談者に対して、相談後の状況や問題解決の進捗等のフォローを行う等、継続的な支援に努めている。 ②消費者トラブル等に関する情報を広報やSNSにて随時発信した。 ③関係機関と連携し、消費啓発に関する出前講座を開催する。	複雑化、多様化する消費者問題に適切に対応する。	にぎわい創造課
	犯罪の加害者・被害者として犯罪に巻き込まれることのないように、防犯活動を推進し安全な地域をつくります。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭啓発等の行事については一部を除いて中止とした。	新型コロナウイルスの影響で、一部の事業が中止となったが、島本町防犯委員会が駅前での街頭啓発や夏祭り巡回パトロールを実施した。	防犯活動の住民への啓発方法がパターン化されており、創意工夫が必要である。	危機管理室

個別施策	施策内容(計画記載)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課
④ 安全な生活を確保するための支援	被災者生活再建支援施策の1つとして、こころのケア・相談窓口等の設置・周知を検討します。	当該年度において相談窓口等を設置するような災害が発生していない。保健所が実施するこころの健康相談への協力については、地域防災計画の定めに基づいて実施する。	当該年度において相談窓口等を設置するような災害が発生していない。保健所が実施するこころの健康相談への協力については、地域防災計画の定めに基づいて実施する。	設置の経験がないため、職員に地域防災計画の修正の中で内容の理解を進める必要がある。	危機管理室

## 5. 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

① SOSの出し方に関する教育の推進	いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的な実践的な方法を学ぶとともに、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。	児童生徒が困ったときにいつでもヘルプサインが出せるよう、大人との信頼関係構築に努めた。	児童生徒が困ったときにいつでもヘルプサインが出せるよう、大人との信頼関係構築に努めている。	継続して、信頼関係構築に努めていく。	教育推進課
	相談窓口を掲載した資料を児童・生徒に配付し、SOSを出すための相談先の周知・啓発を図ります。	昨年度に引き続き、相談窓口、連絡先一覧等を配布し、周知・啓発を図った。	昨年度に引き続き、相談窓口、連絡先一覧等を配布し、周知・啓発を図っている。	継続して、周知・啓発を図っていく。	教育推進課
② 地域・学校・保健・福祉の連携	児童・生徒の情報を関係機関と共有し、速やかな相談・指導体制を構築します。	昨年度に引き続き、相談窓口、連絡先一覧等を配布し、周知・啓発を図った。	昨年度に引き続き、相談窓口、連絡先一覧等を配布し、周知・啓発を図っている。	継続して、周知・啓発を図っていく。	教育推進課
	全小中学校にスクールカウンセラーを、全小学校にスクール・ソーシャルワーカーを派遣し、継続して教育相談体制の充実や生徒指導対応、校内ケース会議等に取り組み、児童・生徒の自殺リスクの早期発見・早期対応に努めます。	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談体制や生徒指導対応の充実を図り、児童・生徒の自殺リスクの早期発見・早期対応に努めた。スクールソーシャルワーカーにおいては、中学校への派遣体制も定着してきている。	全小中学校にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを活用し、教育相談体制や生徒指導対応の充実を図り、児童・生徒の自殺リスクの早期発見・早期対応に努めた。また、小中間での児童生徒の実態把握に関する引継ぎを行う際に活用できている。	取組の継続とともに、教職員との連携体制のさらなる充実を図っていく。	教育推進課
③ 教職員に対する研修・支援の推進	すべての教職員が子どもたちの自殺について対応できるよう、自殺対策に関する研修を実施します。	教職員のアンガーマネジメント研修を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施できなかった。	教職員のアンガーマネジメント研修を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止する。	すべての教職員が子どもたちの自殺について対応できるよう、自殺対策に関する研修を実施する。	教育推進課
④ こころの教育の充実	各学校及び教育センターにおける教育相談の充実を図り、不登校、いじめ、非行問題等の対応に努めます。	教育センターにおいて、教育相談の充実を図り、不登校、いじめ、非行問題等の対応に努めた。	各小中学校及び教育センターにおいて、教育相談の充実を図り、不登校、いじめ、非行問題等の対応に努めている。	継続して教育相談の充実に努め、適切なアセスメントと早期対応に努めていく。	教育推進課
	道徳教育や人権教育、教育相談機能の充実を通じ、児童・生徒一人ひとりの「生きる力」や豊かな人間性を育みます。	道徳教育を柱に、児童生徒が多面的・多角的に物事を考えることができ、且つ生きる力を育む教育の充実に努めた。	道徳教育を柱に、児童生徒が多面的・多角的に物事を考えることができ、且つ生きる力を育む教育の充実に努めている。	継続して、道徳教育を柱とした、子どもに生きる力を育む教育の充実を図っていく。	教育推進課

個別施策	施策内容(計画記載)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課
⑤ 児童虐待防止の推進	保護者への支援を通じて虐待の未然防止に努めるとともに、児童相談所等と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。	新型コロナウイルスの影響により、外出頻度の減少や自粛生活の長期化により、児童虐待のリスクが高まっていることから、児童相談所をはじめ、町内関係部局や福祉事業所等との連携・情報共有を図り、生活状況の把握に努めた。また感染拡大防止対策を講じた上で面談・訪問を実施し、助言・指導を行った。	面談・訪問・電話等を通じて保護者へ助言・指導を実施し、家庭環境の把握に努めた。また子育て世代包括支援センターと連携し、必要に応じて保健師と家庭訪問する等の支援を実施する。 対応困難事例等については、児童相談所に適宜助言を求め、早期に対応に努める。	生活環境の変化等により、ストレス過多による児童虐待の増加が懸念されるため、関係機関との連携を密にし、相談先のさらなる周知・啓発を図る。	子育て支援課
⑥ 支援教育の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒が困難を抱え込まないよう、関係機関と連携しながら状況に応じた支援に取り組みます。	悩みを抱えたときに、助けを求められることができるよう、関係機関と連携しながら状況に応じた支援に取り組んだ。	悩みを抱えたときに、助けを求められることができるよう、関係機関と連携しながら状況に応じた支援に取り組んでいる。また、各校において支援教育コーディネーターを中心となり、児童生徒の状況把握に努めている。	関係機関と連携しながら、継続して取り組み、支援教育体制の充実を図っていく。	教育推進課

## <重点施策>

### <重点施策> 1. 生活困窮者・無職者・失業者に対する自殺対策の推進

① 低所得者支援の充実	訪問等の機会を通じて生活保護受給世帯や家族の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携し、支援します。	生活保護法に基づく扶助等を実施し、就労支援など被保護者の自立の助長に努めた。 保護世帯数 121世帯数 (令和4年3月末現在)	生活保護法に基づく扶助等を実施し、就労支援など被保護者の自立の助長に努めた。 保護世帯数 121世帯数 (令和5年1月末現在)	生活保護法に基づく扶助等を実施し、新型コロナウイルス新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら就労支援など被保護者の自立の助長に努める。	福祉推進課
② 生活困窮者への自立支援の充実(再掲) 第4期地域福祉計画 基本目標 3-5(3)	様々な事情で経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人の早期発見・把握に努めます。	定期的に広報しまもとやしまもと社協だよりでの記事掲載回数を増やすとともに、全戸配布のチラシで制度を周知。 町の徴収業務・各種相談窓口担当部署との連携を図るための連絡会議を開催し、生活困窮者自立支援相談窓口へのつなぎ方を示したマニュアルを配布。 教育センター連絡会及び介護保険事業者連絡会で制度について周知。	生活困窮者自立支援制度について、当事者や家族、関係機関等が制度を認識し、相談につながるよう定期的に広報しまもとやしまもと社協だよりに記事を掲載するとともに、全戸配布のチラシで制度を周知した。	継続実施	福祉推進課

個別施策	施策内容(計画記載)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課
<b>② 生活困窮者への自立支援の充実(再掲)</b> <b>第4期地域福祉計画 基本目標3-5(3)</b>	生活困窮者に対し、個別に事情を確認したうえで、本人の意向のもと、自立に向けたプランを策定し、就労支援や日常生活における自立や社会生活における自立を支援します。	生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施。 自立相談支援(社協委託) →受付85人、うちﾌﾟﾗﾝ作成24件・就労支援20人(就労者8人・増収者7人) →毎月、町と社協で支援調整会議を開催し、関係機関連絡会議を開催ひきつづき、ひきこもり当事者・家族に対する相談支援を開始(不登校除く)。	生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施。 (令和4年12月末時点) 自立相談支援(社協委託) →受付70人、うちﾌﾟﾗﾝ作成21件・就労支援19人(就労者4人・増収者8人) →毎月、町と社協で支援調整会議を開催し、関係機関連絡会議も開催している。 ひきつづき、ひきこもり当事者・家族に対する相談支援を開始(不登校除く)。	継続実施	福祉推進課
	生活に困っている人のうち家計管理に問題を抱える人に対し、家計の現状把握から家計改善に取り組むための支援、各種制度・サービスへの支援を行います。	生活困窮者自立支援法に基づき家計改善にむけた支援を実施。 →支援6件	生活困窮者自立支援法に基づき家計改善にむけた支援を実施。 →支援7件	継続実施	福祉推進課
	離職により住まいを失った人や、そのおそれのある人に対し、期間を定めて家賃相当額の住居確保給付金を給付するとともに、就労に向けた支援を行います。	生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金を支給した。 →支給0件	生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金を支給した。 →支給0件	継続実施	福祉推進課
	住まいを失った人に対し、宿泊場所や食事を一時的に提供します。	生活困窮者自立支援法に基づき一時生活支援を実施した。 →支援件数 2件	生活困窮者自立支援法に基づき一時生活支援を実施した。 →支援件数 0件	継続実施	福祉推進課
	関係機関と連携し、生活困窮者支援を通じて、誰もが共に暮らしていける地域づくりに努めます。	毎月、町と事業の委託先である社協で支援調整会議を開催している。引きこもりの困難ケースについては、大阪府引きこもり地域支援センターのアドバイスを仰いだ。 町の徴収業務・各種相談窓口担当部署との連携を図るための連絡会議を開催した	毎月、町と事業の委託先である社協で支援調整会議を開催している。	継続実施	福祉推進課



個別施策	施策内容(計画記載)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課
③ 就労の支援	高齢者、障害者等の就労が困難な方を対象に就労に向けた相談支援等、就労支援を通じて生活の安定を図ります。	人権文化センター内で毎週火・金曜日に地域就労支援相談を実施した。高齢者、障害者等の就労が困難な方の生活の安定のため、就労支援を行うことができた。	人権文化センター内で毎週火・金曜日に地域就労支援相談を実施しており、就労支援を通じて高齢者、障害者等の就労が困難な方の生活の安定を図っている。	就労が困難な方の生活が安定するよう、引き続き地域就労支援相談を実施する。	福祉推進課 にぎわい創造課
	就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題を抱えている可能性があるため、就労支援と自殺対策を連携して進めることで、生きることを支援します。	複合的な課題を抱えるケースについては、複数機関が関わるなどして、就労支援と自殺対策を連携して進めることができた。	複合的な課題を抱えるケースについては、複数機関が関わるなどして、就労支援と自殺対策を連携して進めることができた。	継続実施	福祉推進課

## <重点施策> 2. 高齢者に対する自殺対策の推進

① 地域ケア会議の充実	地域の高齢者が抱える問題等を把握し、地域ケア会議で共有することで、自殺リスクの高い人に対する支援について、関係機関において連携を図ります。	自殺リスクのある方の事例ではないが、困難事例の地域ケア会議を6事例、8回開催した。	自殺リスクのある方の事例ではないが、地域包括支援センターと協働で困難事例の地域ケア会議を2回開催した。(令和4年12月末時点)	地域ケア会議等を通じて、関係機関が連携して、円滑に支援できる体制づくりに努める。	高齢介護課
② 健康で生きがいのある暮らしの実現	年長者クラブの活動やいきいき百歳体操、かみかみ百歳体操等の地域づくりを通して、健康づくり・生きがいを促進します。	高齢者の健康と生きがいをいづくりに資する事業として年長者クラブがグラウンドゴルフや健康づくりの講演会など実施した。 いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操については、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策をとって実施可能な拠点については再開した。また、令和3年度に新たに1か所の地域拠点が立ち上がった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>年長者クラブの活動 高齢者の健康と生きがいをいづくりに資する事業としてグラウンドゴルフや健康づくりの講演会など実施した。</li> <li>いきいき百歳体操等 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策をとって実施可能な拠点については再開した。また、令和4年度は専門職が各地域拠点を巡回するおさらい月間も再開した。</li> </ul>	年長者クラブの健康と生きがいをいづくりに事業やいきいき百歳体操の地域拠点の拡大を通じて、町内の高齢者の健康づくり・生きがいの充実に努める。	高齢介護課
③ 高齢者の権利擁護の推進	判断能力に不安を抱える高齢者の中には、認知症等、自殺のリスクが高い人も含まれる可能性があるため、権利擁護事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報を把握し、必要に応じて支援します。	成年後見制度利用支援事業 →町長申立て 高齢者2件 障害者0件	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者虐待対応 通報：8件</li> <li>成年後見制度利用支援事業 →町長申立て(申立日で判断) 高齢者0件</li> <li>認知症初期集中支援チーム 支援件数4件</li> </ul> <p>※いずれも令和4年12月末時点</p>	認知症の方や介護が必要な方が安心して生活できるように、引き続き、高齢者の権利擁護に努める。	高齢介護課

個別施策	施策内容(計画記載)	令和3年度(実績)	令和4年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課
④ 高齢者の就労の機会づくり	長年の人生の中で培ってきた経験や優れた能力、技能を持つ高齢者が自己の能力を活かした就業機会を得られるよう、また、社会参加による生きがいづくりにつながるよう、シルバー人材センターの取組に対して支援します。	シルバー人材センターに対して補助金を交付した。 高齢者の就労支援のため、シルバー人材センターの取組に対して支援できた。	シルバー人材センターに対して補助金を交付した。 高齢者の就労支援のため、シルバー人材センターの取組を支援している。	シルバー人材センターが自立運営できるよう支援を行う。	にぎわい創造課
⑤ ひとり暮らし高齢者等実態把握事業の推進	ひとり暮らし高齢者等実態把握事業において、同意を得た高齢者の名簿を、個人情報取扱の取扱いに注意した上で民生委員児童委員と共有し、日頃の見守り活動において、心身の状況(アルコール問題等依存症を含む)を把握し、専門的な支援が必要な方を行政につなぐ等の連携を図ります。	ひとり暮らし高齢者等実態把握事業 令和3年度対象者：221名 登録者数：114件 (令和4年3月末時点)	ひとり暮らし高齢者等実態把握事業 令和4年度対象者：227名 ※令和5年1月末時点で調査中	引き続き、民生委員児童委員と協力して、ひとり暮らし高齢者の見守りに務める。	高齢介護課 福祉推進課
⑥ 福祉ふれあいバス等を通じた啓発の実施	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を福祉ふれあいバス車内や年長者福祉センターに掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知を図ります。	高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターがあり、これまでチラシの全戸配布や広報・ホームページ等への掲載等により、周知に努めている。 なお、福祉ふれあいバス車内での周知はスペースの関係もあり、難しいと考える。	高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを周知するためのチラシの全戸配布を行う。 なお、福祉ふれあいバス車内での周知はスペースの関係もあり、難しいと考える。	引き続き、広報やホームページ等を通じて高齢者に対する相談窓口の周知に努める。	高齢介護課 福祉推進課